

日本リスク研究学会 第1回理事会議事録

日時：2010年7月8日10時～13時

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス 51号棟5階00会議室

出席者：長坂会長、甲斐副会長、村山事務局長、片谷理事、前田理事、久保理事、関澤理事

オブザーバー：深田監事、近本監事

議事内容：

1 理事会の成立

長坂会長から理事全員の出席を得て理事会が成立することが宣言された。

2 議事録署名人の選任

議事録署名人として、村山事務局長、甲斐副会長の2名が選任された。

3 報告事項

(1) 学会法人化手続き等の進捗

- ・ 5月20日付けで学会の一般社団法人としての登記が完了した。
- ・ 役員改選に伴う変更登記を7月20日に行う予定。
- ・ ゆうちょ銀行新宿支店及び三菱東京UFJ銀行新宿中央支店に新法人の銀行口座を開設した。7月12日までに既存口座から新口座に移行予定。振替用口座は7月12日までに名義変更し新宿支店に移設申請予定。リスクマネジャー登録料を三菱東京UFJ銀行新宿中央支店に預金する。

(2) 別紙により会員の異動及び会費の入金状況を確認した。

4 審議事項

(1) 積立金について

- ・ 国際会議やシンポジウム、教育事業、出版など単年度の経費で賄えない支出に備え「学会活動振興積立金」を新設する。積立金の内規を他学会のものを参考とし定めることとし、原案を片谷理事が作成しメール理事会で審議する。繰越金の中から600万円を積立金に繰り入れ、ゆうちょ銀行新宿支店に1年間の定期で預金する。

(2) 担当理事、委員長による予算執行の手続き

- ・ 担当理事及び委員長は、各自所掌する事業にかかる年間予算計画（千円単位）を策定し7月12日までに長坂会長までメールにて提出する。長坂会長はそれらを取りまとめ、予算計画をメール理事会にて一括審議し承認を得ること。予算計画の承認後、村山事務局長（総務・経理担当理事）は、各理事及び委員長に対し予算額に応じて各理事指定の個人別口座に仮払いを行う。各理事は専用の銀行口座を開設すること。仮払いを受けた各担当理事は9月末時点で締め1ヶ月以内に所定のエクセル様式に支出明細を記載し、残高を記した通帳のコピー（PDF）と併せてメールにて村山事務局長に提出する。村山理事はメール理事会に諮り承認された場合は事務局に転送すること。また、下半期は3月31日現在の支出明細と残高を記した通帳のコピー（PDF）、領収書、請求書を1ヶ月以内に村山事務局

長に提出すること。所定の支出明細のエクセル様式は事務局（大学生協）より提供するものを利用すること。支出明細のエクセル様式への記載方帆については事務局（大学生協）より別途指示する。

- ・法人に対する支払いは、請求書を担当理事（又は委員長）から村山事務局長に提出し、確認の上、事務局（大学生協）から支払い（立替払い）を行う。個人に対する支払い（作業謝金、講演料など）は、仮払いを受けた各担当理事が各自の仮払い口座から個人の指定する口座に振込みを行う。現金で渡した場合は、領収書（氏名、住所）を必要とする。作業謝金の時間単価は税込 1,000 円とし、10%の源泉を行う。その際、作業者に支払い調書（様式は事務局より提供する）を交付すること。

（3）国内旅費規程及び清算方法

- ・以下の内容の旅費規程を別途定める。：理事会、委員会の開催に伴う旅費を支給することができる。公共交通機関の正規料金とする。グリーン料金は支給しない。宿泊が必要な場合は 1 泊 1 万円とする。ディスカウント及びパック料金を利用した場合はそちらを適用する。他の会合と重複して支給しない。支払い明細の所定のエクセルにて用務、日時、区間、料金、振込先口座をメールにて事務局長まで通知する。振込みは請求後事後で振り込む。他の業務と重複等の理由により受領を辞退する場合は支給しない。

（4）リスクマネジャー認定委員会

- ・関沢理事（兼認定委員長）より委員会内規案が提出され、メールにて理事会審議することとした。
- ・認定委員 9 名の再任が提案され承認された。
- ・「リスクマネジャー養成プログラム認定制度認定・審査の手引き」については、阪大以外のプログラムのケースを想定して委員会で検討し見直すこと。
- ・リスクマネジャの継続教育について学会が他の学協会と協力し、あるいは年会時に業者や学会員が開催する講習をどう位置付けるか検討を進める。

（5）編集委員会

- ・甲斐副会長（編集委員長）より、編集委員 13 名が提案され承認された。
- ・編集委員会の予算案が提案され承認された。ただし、中村氏との編集事務委託契約の金額については源泉額を考慮し予算案の額を手取り金額とする。
- ・会費の改定に伴い非会員の投稿料を 8000 円（旧 6000 円）とする投稿規程の改定が承認された。
- ・学会誌は原則、論文と学会会則、投稿規約としその他の記事は、ホームページまたはニューズレターに移管する。
- ・JRRへの投稿は、東アジア特集号は特別扱いであったが、今後はJRRサイト上のシステムを利用することとする。

（6）学会表彰委員会

- ・片谷理事を担当理事とする。担当理事が委員長及び委員を選定し、メール理事会に提案し承認を得ること。名誉会員の衰退を併せて委員会に依頼すること。

(7) 事業企画担当

- ・久保理事を事業企画担当とする。森宮先生（大会実行委員長）と相談し、実行委員会を組織化し、7月中にホームページによる発表の公募を行う。予稿の受付システムについては、前田理事、長坂会長、甲斐副会長と相談し、阪大生協またはJ-STAGEのどちらかを利用するか検討する。
- ・若手ワークショップの公募を開始する。

(8) 来年度の総会及びシンポジウム

- ・次年度の総会及びシンポジウムの開催日は平成23年6月3日（金）、山上会館（東京大学）に決定。会場は予約済み。前日の6月3日16時から18時に理事会を開催する予定。

(9) 大学生協との契約

- ・長坂会長と村山事務局長が相談し、別紙学会作業一覧の1)に基づき契約を行うこと。ただし、JRRの支払い業務は、片谷理事が法人カードを開設し、村山事務局長がカードで決裁することとし同支払い業務は大学生協には委託しない。
- ・オプション契約（総会開催、シンポジウム）は別途、個別に調整し契約する。
- ・リスクマネジャーの登録者及び申請申し込みなどの問い合わせ業務は、大学生協の委託業務の基本料金の中で対応する。その他のリスクマネジャーの業務は当面委託しない。

(10) 名義協賛

- ・費用の負担の無い学協会等からの名義協賛については、事務局で受付、メールにて理事会審議とする。承認された場合は、学会のHP、ニューズレター等に掲載する。その他、民間事業者からの協賛は、原則、賛助会員のみ承諾し、その他は、会員から紹介があった民間事業者やNPOの場合は、協賛せず、HPやニューズレター、メーリングリストでの紹介とする。
- ・米国SRAの年会で併設される教育的なワークショップに習い、リスク分析のツールの講習などのテーマについて、業者が費用を学会に支払い、参加者からは参加料を徴収して開設させる可能性について今後検討を進める。

(11) 広報情報管理委員会

- ・前田理事を担当理事兼委員長とする。従来の広報委員及び情報管理委員を統合し、新たな委員を選定しメール審議にて理事会の承認を得ること。
- ・学会HP、ニューズレター、メーリングリストのコンテンツ内容を整理し、それぞれ編集体制と役割分担を再検討し、メールにて理事会に提案し審議する。

(12) 新規会員の入会承認

- ・別紙のとおり、入会申込者2名の入会を承認した。

(13) 渉外委員会

- ・国内外の渉外は、前回理事会で決定したとおり長坂会長が所管する。渉外委員会を設置することとし、委員長は前東海会長とする。

以上